

第1 消火器具

1 消火器具の種類

消火器具の設置にあたっては、効果的な消火を勘案して ABC 粉末系については、10 型以上のものとすること。

2 設置場所

消火器の設置場所は、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 6 条第 6 項及び第 9 項第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 政令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し又は取扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第 2 条第 1 号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。
- (2) 省令第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要がないこと。
- (3) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。
- (4) 精神病棟、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達し得ない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20 m を超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。

昭和 53 年 1 月 26 日
消防予第 15 号

3 付加設置

政令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、省令第 6 条第 4 項に規定する変圧器、配電盤、その他これらに類する電気設備がある部分及び第 5 項に規定する鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

- (1) 省令第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤、その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）
 - イ 燃料電池発電設備
 - ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの
 - エ 蓄電池設備（20kWh 以下のものを除く。）
 - オ 急速充電設備（全出力 50kW 以下のものを除く。）
- (2) 省令第 6 条第 5 項に規定する「鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいう。
 - ア 熱風炉
 - イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（個人の住居に設けるものを除く。）

オ 入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものを除く。）

カ ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ケ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

コ 火花を生ずる設備

サ 放電加工機

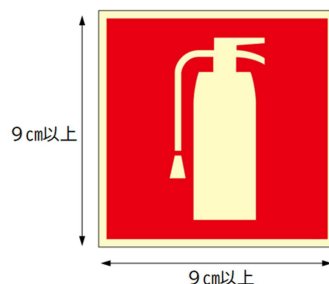
(3) 政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外において、前(1)及び(2)に掲げる設備が設置されている場合は、当該設備の付近に設置すること。

(4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

4 標識

消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、JIS Z 8210に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。なお、政令別表第一1項イ、5項イ、10項等の多数の外国人来訪者の利用が想定される施設に対し、当該ピクトグラムを設置するよう指導すること。

平成 29 年 11 月 20 日
消防予第 355 号



【JIS Z 8210消火器ピクトグラム】